

令和2・3年度 後期高齢者医療保険料率が決まりました

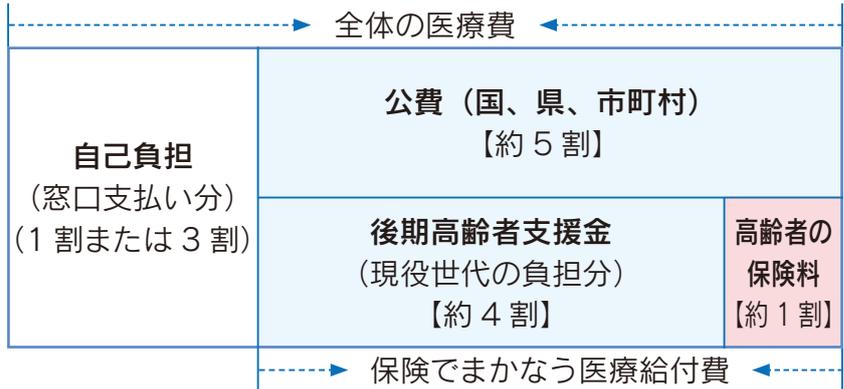
茨城県後期高齢者医療広域連合により、令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率が次のように決定されました。（※県内は均一の保険料率となります。）

		令和2・3年度	平成30・令和元年度（参考）
保険料率	均等割額	46,000円	39,500円
	所得割額	8.50%	8.00%
保険料の賦課限度額（上限額）		64万円	62万円

保険料の見直しについて

後期高齢者医療制度では、広域連合が医療機関へ支払う医療給付費の約1割を高齢者の保険料でまかなっており、今後2年間の医療給付費などの見込に対応できるように計算します。

被保険者数の増加にともない、医療給付費は年々増加していますが、平成24年度より8年間は基金を取り崩すことで保険料率を据え置くことができました。しかし、令和元年度で基金が底をつくため、令和2・3年度の医療給付費を保険料でまかなえるよう、保険料率を改定しました。



個人ごとの保険料の決め方

【1年間の保険料額】

(100円未満切り捨て)
※賦課限度額 64万円

=

【均等割額】

被保険者1人当たり
46,000円

+

【所得割額】

(賦課のもととなる金額)
× 8.50%

- 賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除 33万円
- 総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

保険料軽減措置について

所得の少ない世帯は、均等割額が軽減されます。また、後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合	軽減後の均等割額
① 33万円以下の世帯（②を除く）	7.75割	10,350円
② 33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他所得がない場合に限る）	7割	13,800円
③ 33万円＋「28万5千円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	23,000円
④ 33万円＋「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	36,800円

令和2年度の「後期高齢者医療保険料の決定通知」は、7月中旬頃に送付します。

詳しくは、そちらをご覧ください。

■お問合せ・保険料の納付について 保険年金課 ☎ 0297(21)2187

・保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎ 029(309)1213